

佐倉市八街市酒々井町消防組合NET119緊急通報システム運用要綱

制定 令和元年12月27日
組合要綱第5号

改正 令和5年3月23日
組合要綱第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、聴覚障害者及び言語障害者（以下「聴覚障害者等」という。）を対象としたインターネットに接続が可能な携帯端末を利用して、消防車及び救急車の要請をするNET119緊急通報システムが令和2年2月3日から千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会（以下「協議会」という。）により運用開始されることに伴い、必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 利用対象者は、佐倉市、八街市及び酒々井町（以下「構成市町」という。）に在住若しくは勤務又は通学をしている聴覚障害者等でNET119緊急通報システムの利用を希望し、「NET119緊急通報システムご登録規約」を同意した者をいう。

(利用の申込み)

第3条 NET119緊急通報システム利用登録・変更・廃止申請書兼同意書（別記様式）は、消防本部、消防署及び出張所並びに構成市町の福祉担当課に配置し、利用希望者に配付するものとする。

2 利用希望者は、NET119緊急通報システム利用登録・変更・廃止申請書兼同意書に必要な事項を記載して消防長に提出しなければならない。

(登録)

第4条 消防長は、NET119緊急通報システム利用登録・変更・廃止申請書兼同意書により、利用申込みがあったときは、これを審査し登録が必要と認めた場合は、速やかに写しを協議会へ送付し、手続きを依頼するものとする。

(登録の取消し)

第5条 消防長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、登録の取消しができるものとする。

- (1) 登録情報に、虚偽を発見したとき。
- (2) 明らかに迷惑通報と判断したとき。

(3) その他、登録の取消しが妥当であると判断したとき。

(個人情報管理)

第6条 NET119緊急通報システム利用登録・変更・廃止申請書兼同意書により得た個人情報の利用については、NET119緊急通報に関する業務以外の目的では使用しないものとし、運用にあつては、佐倉市八街市酒々井町消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年組合条例第2号）の定めによるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前にNET119緊急通報システムの登録を受けた者は、この要綱により登録を受けたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前にNET119緊急通報システムの登録を受けた者は、この要綱により登録を受けたものとみなす。